



◎小川村保育園は、生後12ヶ月経過後から受け入れを行います。

保育園は、保護者の就労や疾病など何らかの理由のために、保育が必要であると村が認められた児童について、家庭の状況に応じて、保護者に代わり児童の心身の健全な発達をはかる役割を持った施設です。

- 保護者が安心して働けるように、お子さんの保育をするところです。
- 子ども達が友だちとの関わりを深めながら、楽しく生活するところです。
- 園では家庭や地域との交流を深め、子育ての相談や援助をしています。

「三つ子の魂 百まで」とことわざがあるように、生まれてからの乳幼児期に大人との関わりを多く持つことは、社会性などの子どもの健やかな心身の成長のために重要と考えます。

#### 【保育理念】

子ども一人ひとりの心を大切に、「子どもの最善の利益」を守り、安心・安全を考慮し、子ども達が自ら育とうとする経験を大切にして、人として育つための力の基礎を育むことを目指します。

#### 【保育方針】

子ども達の「やってみたい気持ち」「知りたい気持ち」などの好奇心や、自然の中で伸び伸びと五感を使って遊び込める環境を大切に、子ども自ら「思いやり」や「優しさ」を備え、「考える力」「行動する力」「決める力」が持てるように、家庭と地域と保育園が協力して「心と身体を育てる保育」を実践します。

### 【保育目標】 豊かな心と身体を育む子ども

#### 【目標とする姿の三本柱】

##### 1. 「よく見 よく聞き 考えて行動する」

四季に応じた活動を通して、園での社会生活から、自分と友達を認め合い、自発的・意欲的に活動に取り組めるよう育ちを支援していきます。

##### 2. 「健康で 友達とにこにこ遊べる」

自然を生かした保育を進め、毎日の主活動・リズムダンス・歌・製作・自由遊びなどを通して社会性を学び、定期的に健診等を行い、元気で明るい園生活を送れるよう援助していきます。

##### 3. 「なんでも おいしく 食事できる」

地元産の野菜を多く取り入れ、園での野菜等の栽培から土に親しみ食への関心を高めます。

小川村保育園では、子ども達に「豊かな心と身体を育む子ども」に育つことができるように、保育の中で大切にしていきたいことがあります。

### 1. 【主体的・対話的・深い学び】

- (1) 主体的・・・子どもが「自分からやりたい！」と思える学びができるように。
- (2) 対話的・・・いろいろな人と会話を交わすことで、刺激し合って新しい発想が出せるように。
- (3) 深い学び・・・自分の持っていた知識と、新しい情報が結びついて「わかった！」と思えるように。

### 2. 【幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿】

- (1) 健康な心と体
- (2) 自立心
- (3) 協同性
- (4) 道徳・規範性の芽生え
- (5) 社会生活との関わり
- (6) 思考力の芽生え
- (7) 自然との関わり・生命尊重
- (8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- (9) 言葉による伝え合い
- (10) 豊かな感性と表現

※「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」は、到達点ではなく、育ちの方向を示しているものです。

これらを基に「年齢別保育目標」を組み立てています。

### 【年齢別保育目標】

- 1歳児
  - ・一人遊びを十分に保障する。
  - ・多様な経験を通じて、言葉を獲得できるようにする。
  - ・基本的な生活習慣の獲得に向かう環境をつくる。
  - ・探索活動を十分に保障する。
- 2歳児
  - ・友達への関心が十分に育ち、つながりが持てるようにする。
  - ・言葉で表現する喜びを味わえるような環境をつくる。
  - ・基本的な生活習慣が快い感覚として身につくようにする。
  - ・みだて遊びや、つもり遊びを十分に保障する。
- 3歳児
  - ・遊びや身近な生活経験を通じて、仲間との関係を育てる。
  - ・基本的な生活習慣の自立に向かう環境をつくる。
  - ・身体全体を使った活動を十分に保障する。
  - ・自分の要求や思いを、言葉や行動で表現する環境をつくる。
- 4歳児
  - ・集団生活を通じて、自立に向かう環境をつくる。
  - ・運動や製作を通じて、できた喜びを持てる環境をつくる。
  - ・自分の思いや考えを言葉で相手に伝えられるようにする。
  - ・想像の世界を豊かにしていく環境をつくる。
- 5歳児
  - ・基本的な生活習慣を確立できるようにする。
  - ・仲間同士が協力する活動を十分に保障する。
  - ・イメージを豊かに持ち、それを表現する環境をつくる。
  - ・就学に向けた社会性を身につけられるようにする。

### 【保育内容】

- 1・2歳児の1クラス、3・4・5歳児の年齢別3クラスの計4クラス編成。
- 保育所保育指針及び園の保育方針・保育目標に基づき、子ども1人ひとりの成長や発達を踏まえて、養護と教育が一体となった保育を展開。

## 【信州やまほいく認定園】

小川村保育園は、平成 27 年 10 月に信州やまほいく（信州型自然保育認定制度）の認定を受けました。

わんぱくの森での遊びや散歩など、屋外での保育を多く実践しています。

**保育園の定員** 小川村保育園の定員は 80 名です。

（定員内でも部屋の面積等により受け入れ人数に制限があります）

### 職員体制

園長、保育士、調理員が配置されています。栄養士は献立作成や食事に関する相談等をおこなっています。

保育士は次のように配置されています。

1・2歳児 児童おおむね6人につき保育士1人

3歳児 児童おおむね15人につき保育士1人

4・5歳児 児童おおむね25人につき保育士1人

※一人ひとりの子どもの育ちを見取ることができるよう、3歳以上児クラスに副担任を配置することがあります。

### 保育時間

#### ●保育園の定める保育時間

開園時間は、保育必要量の区分によって異なります。

保育必要量は、1日11時間までの利用に対応する「保育標準時間」と1日8時間までの利用に対応する「保育短時間」の2つに区分されています。



- 月曜日から金曜日、土曜日（希望保育）

区分	通常保育時間
保育標準開園時間	午前7時30分から午後6時30分（11時間）
保育短時間開園時間	午前8時30分から午後4時30分（8時間）

### 延長保育

保育園に在園するお子さんを対象に、保護者や同居する親族の就労時間等の事情により、保育園で定める開園時間では足りない場合に時間を延長してお預かりします。

#### ●延長保育時間…延長保育となる時間は、保育必要量の区分によって異なります。

- 月曜日から金曜日、土曜日（希望保育）

区分	朝の延長保育時間	夕方の延長保育時間
保育標準時間	※標準保育時間に含まれます	午後6時30分から午後6時45分
保育短時間	午前7時30分から午前8時30分	午後4時30分から午後6時45分

●延長保育の申し込み・・・「保育短時間認定」を受けていて、時間外保育を必要とされる方は、保育園にある「時間外保育申込書」を提出していただければ年度内有効になります。料金は1時間300円です。（1ヶ月上限5,000円）

●時間外保育料・・・毎月25日まで（休日の場合は翌開所日）に保育園に現金で納入してください。納入通知書は担任を通じてお渡しします。



# たのしい保育園の1日



未満児（1・2歳児）		以上児（3・4・5歳児）	
7:30	早朝時間外保育 （保育標準時間）	7:30	早朝時間外保育 （保育標準時間）
8:30~	登園（8:50までに） 自由遊び 片付け・排泄 	8:30~	登園（8:50までに） 自由遊び 
9:30~	おやつ・朝の会	9:30	片付け・排泄・朝の会
10:00~	主活動（クラス保育等）	10:00~	主活動（クラス保育等）
11:15	手洗・うがい・排泄 給食準備	11:15	手洗・うがい・給食準備 給食
11:30	給食 	13:00	お昼寝（着替え） 
12:30	お昼寝	14:30	起床・着替え 
14:45	起床・排泄 手洗い・うがい	15:00	おやつ 
16:00	帰りの会	16:00	帰りの会 
16:15~ 16:30	降園 	16:15~ 16:30	降園
16:30~ 18:45	延長保育 （保育標準時間）	16:30~ 18:45	延長保育 （保育標準時間） 

## 主な行事予定

※行事の見直し等により、規模の縮小や中止、開催方法など変更があります。

- 入園式・誕生会（毎月）・にこにこパーティー（異年齢の会食会）
- 体育遊び（年長児・年中児・年少児）・保護者研修会・にこにこ運動会・
- 秋の遊び（保護者会主催行事）・にこにこ発表会・卒園式など
- 【年長児のみの活動】お泊り保育・陶芸教室・太鼓

## 入園するには

### ●支給認定の申請（保育の必要性の認定）

入園申込みをするには、下記の認定を受けている必要があります。認定を受けるには、「給付認定申請書兼利用申込書」等を提出してください。後日、認定証が交付されます。

満3歳以上のお子さん	2号認定
満3歳未満のお子さん	3号認定



### ●認定基準

2号または3号認定を受けるには、保護者が下記の認定基準のいずれかを満たしている必要があります。

事由区分	認定基準	保育の期間
1) 就労等 (家庭内・外)	家庭外、家庭内で仕事をする事が1ヵ月において48時間以上あること。(会社員、パート、アルバイト、臨時、内職、自営業、農業など)	就労している期間
2) 妊娠・出産	妊娠中または出産後間がないこと。	産前産後2ヵ月
3) 疾病・障害	病気、負傷、心身に障害があること。	診断書、手帳の期間
4) 介護等	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護または看護していること。	診断書、手帳の期間
5) 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたること。	復旧にあたる期間
6) 求職活動	求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っていること。	3ヵ月
7) 就学	就学していること。	在学期間
8) 職業訓練	職業訓練を受けていること。	訓練期間
9) 児童虐待	児童虐待を行っているまたは再び行われるおそれがあると認められること。	協議の上決定
10) DV	配偶者からの暴力により、保育を行うことが困難と認められること。	協議の上決定
11) 育児休業中	育児休業取得時に、取得にかかる子どもの他に、すでに保育を利用している子どもが居て、引き続き利用することが必要と認められること。	育児休業期間
12) その他	上記に類すると村長が認めること。	協議の上決定

※2号または3号認定の基準に該当しない満3歳以上のおさんは1号認定となります。

1号認定のおさんは、基本的には幼稚園や認定こども園の対象となりますが、保育園への入園をご希望の場合、定員に余裕があれば「特別利用保育」として入園することもできます。

### ●保育の必要量に応じた区分

2号または3号認定を受ける方は、さらに保護者の就労時間など保育の必要量によって、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」に区分されます。この区分によって、利用できる最大の保育時間や認定保育料の金額などが決定します。

	保育標準時間認定	保育短時間認定
認定基準	就労の場合、主にフルタイム勤務 (月120時間以上)	就労の場合、主にパートタイム勤務 (月48時間以上)
保育時間	1日11時間 (1月あたり最大292時間)	1日8時間 (1月あたり最大212時間)

●保育の必要性の認定期間

保育の必要性の認定期間は、下記のとおりです。ただし、認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点で期間満了となります。

【2号認定】・・・小学校就学前までの3年間

【3号認定】・・・満3歳の誕生日までの3年間



●認定が変更となる場合

下記の事由が生じた場合には、改めて支給認定の申請が必要となります。

【認定基準が変わった場合】

年度途中で、就労時間の変更・転職・出産・失業などで該当する認定基準が変わった場合。

【3歳の誕生日を迎えた場合】**※申請の必要はありません。**

制度上、3号認定のお子さんが満3歳の誕生日を迎えると、年度途中であっても認定のみ3号から2号へ変更となります。クラスや保育料額については、3歳未満児の扱いのままとなります。

**利用者負担（保育料）について**

利用者負担（保育料）とは、児童の年齢と保育標準時間認定および保育短時間認定により区分され、利用した場合に納入する延長保育料等とは異なり、保育園に在籍している期間、毎月納入する月額保育料です。

なお、3歳以上児（2号認定子ども）と3歳未満児（3号認定子ども）の一部の方は、令和元年度10月より「幼児教育・保育の無償化」により保育料が無償となっています。

●保育料の納入

保育料は、原則として口座振替で納入をお願いいたします。

口座振替日は毎月25日です。25日が祝祭日等の場合は、翌営業日が引き落とし日となります。

●月途中での入園・退園した場合

25日を基本とした日割り計算により利用者負担（保育料）が算出されます。

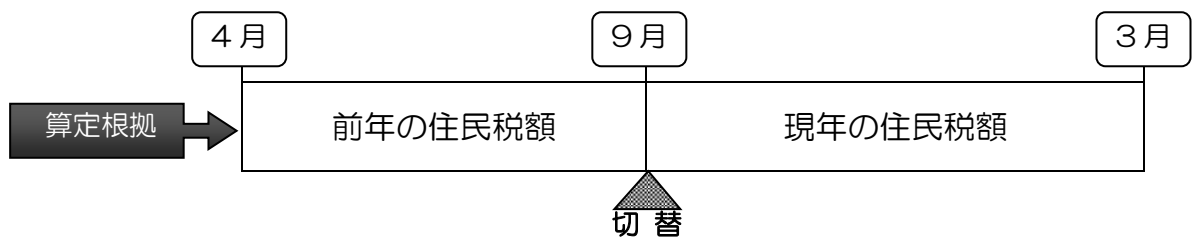
●保育料の算定

現年度利用者負担（保育料）は、下記により算定されます。

1) 保護者の前年、現年の住民税額

2) 保育の必要量の区分

- ・4月から8月までの保育料は、前年の住民税額を基に算定し、9月以降の保育料は、現年の住民税額を基に算定するため変更となります。

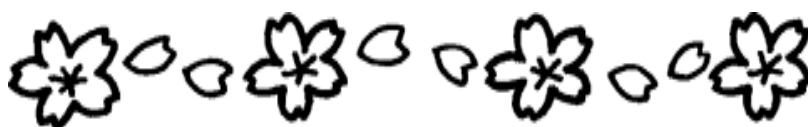


- ・現年1月2日以降に小川村に転入された方は、児童の父母の前年度の住民税額が分かる資料（前年度所得課税扶養証明書等）を提出してください。また、現年の住民税額が決定しましたら資料を提出してください。

（現年の住民税が小川村で課税されている場合は不要です。）

【参考】保育料徴収金基準額表

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額	
階層	定 義	3歳未満児（3号認定子ども）	
		保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法による被保護世帯	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0
3-1	所得割課税額 16,200 円未満	5,000	4,900
3-2	所得割課税額 32,400 円未満	7,000	6,800
3-3	所得割課税額 48,600 円未満	9,000	8,800
4-1	所得割課税額 64,800 円未満	11,000	10,800
4-2	所得割課税額 80,900 円未満	14,000	13,700
4-3	所得割課税額 97,000 円未満	17,000	16,700
5-1	所得割課税額 121,000 円未満	19,000	18,600
5-2	所得割課税額 145,000 円未満	21,000	20,600
5-3	所得割課税額 169,000 円未満	24,000	23,600
6	所得割課税額 301,000 円未満	27,000	26,500
7	所得割課税額 397,000 円未満	30,000	29,400
8	所得割課税額 397,000 円以上	35,000	34,400



## 苦情相談

当園の苦情相談員は、下記の方々をお願いしてありますので、どんなことでもご相談ください。

小川村役場住民福祉課 課長  
小川村民生児童委員会 主任児童委員

## 火災・地震・風水害等の災害が発生した場合の送迎・休園等について

1. 大規模災害等の目安は下記のとおりです。（災害状況等によりこの限りではありません。特に指示などがない場合でも、各家庭でご判断ください。）
  - (1) 地震時の目安は、震度5弱及び5強以上とします。
  - (2) 気象に関する避難情報が、『全県又は小川村に「警戒レベル3 高齢者等避難」以上が発令されている場合』。
  - (3) 保育園を含む一部地域」又は「村内全域」における、広範囲及び長時間の停電（復旧までの目途が立たない場合も含む）の場合。
2. 火災・地震・風水害等の大規模災害が発生した場合の送迎・休園について下記のとおりとします。
  - (1) 「1 (1)」の大規模災害等が発生した場合、登園前であれば休園を検討します。
  - (2) 大型台風の襲来が予想される場合で、午前6時の時点で「全県又は小川村」に以下のいずれかが発令されている場合は、臨時休園を検討します。
    - ① 暴風警報又は特別警報
    - ② 雨警報又は特別警報
    - ③ 洪水警報
  - (3) 保育中の場合、子ども達の精神的負担を考え、保育園等から連絡がない場合でも速やかに迎えをお願いします。
  - (4) 大規模災害等では、園と保護者との連絡が取り合えないことも予想されることから、(1)(2)を目安にお迎え、又はお休みを考慮してください。
  - (5) 万が一、帰宅困難等により迎えに来られないことを想定し、祖父母・知人などの方に連れて帰ってもらい一時的に預かっていただくなど、日頃から声を掛け合っておくことをお勧めします。
3. 保育園の避難場所は状況により変わります。  
「保育園の園庭」又は「大久保自治会館」は「避難集合場所」とし、状況に応じて下記の順番で避難を行います。保育園にお迎えに来た時に、誰もいない場合の目安にしてください。（状況により、この限りではありません。）

「避難集合場所」保育園の園庭・大久保自治会館

- ① 「近隣の安全な場所」小川小学校
- ② 「第1避難場所」小川中学校
- ③ 「第2避難場所」びっくらんど小川（最終避難場所）



## 保育園の遊具・施設に関わる子ども達との約束

保育園では、子ども達が元気にケガのないように遊ぶために、また自分の身を守ること、みんなで使う物と自分の物を大事に使うことを、日頃より子ども達に繰り返し伝えていきます。降園後に園庭で遊ぶ時や家庭でも共通することは、お家の方からも子ども達へ伝えていただくようお願いいたします。また、使ったものを片付ける時には、保護者の方も一緒に確認していただき、片付け忘れがないようご協力をお願いします。

なお、「ゆうやけこやけ」が流れたら帰るようにしましょう。

### 1. 園庭での遊び方・遊具等の使い方

#### (1) 大型遊具（コンビネーション遊具）・すべり台の使い方

- ① 安全が確認できる時は滑り台を下から登ってもよい。
- ② 滑り台の下に友達がいたら、滑るのを待ってぶつからないようにする。
- ③ 大型遊具の下で遊んでいる友だちに、砂や玩具が落ちると危険なので持って上に登らない。
- ④ 落ちると危ないので、大型遊具の手すりには乗らない・立たない。

#### (2) ブランコの使い方（子どもだけで使う場合）

- ① 落ちたり、ぶつかったりしないように高くこいだり、立ち乗りや回してのらない。
- ② ブランコ前の手すりは、ブランコを使う子がいなければ使用してよい。

#### (3) 玩具について

- ① 次に使う時に、気持ちよく使えるように砂場や外で使った玩具などは洗って片づける。
- ② 玩具は大事に使って、もとにあった場所へ戻す。

#### (4) その他

- ① スピードが出て止まらなくなるので、三輪車や足こぎ車に乗ってわんぱく広場に行かない。
- ② ブランコの裏の崖は、崩れやすくなっているため、滑って降りる（お尻滑り）はしない。
- ③ プール設置場所（きりん組前の黒色の所）は、転倒時の緩衝剤でできているマットなので、砂などで目詰まりすると効果が薄れるため、下履きで歩かない。
- ④ 木登りをする時は交代しながら1人ずつ登り、大人の人が木の下で見守ること。

### 2. 室内でのこと

- (1) 窓からの転落防止や背もたれが壊れないようにするため、窓辺や、窓辺のベンチの背もたれには乗らない。
- (2) 歯磨きはイスに座ってする。
- (3) 衝突の危険があるため、廊下とテラスは走らないようにする。
- (4) 衛生面と紛失防止のため、テラスに絵本やおもちゃなどを持ち出さない。
- (5) 勝手に開けてしまわないように、サッシのカギには触らない。

※ここに書かれていることが、すべての危険等を回避できることではありません。状況に応じた言葉がけや促し・手助けなどをお願いします。また、一度言ったからすぐに子どもが分かることでもありません。繰り返し子どもに分かるようにお伝えください。よろしくをお願いいたします。

## 子どもがかかりやすい病気

### 1. 医師が意見書を記入することが考えられる感染症

(このページに記載のある病気になった場合は、医師による登園可能の判断を受けて、「医師による意見書」が必要です。)

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること(乳幼児にあっては、3日経過していること)
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮化(かさぶた)していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157・O26・O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としています。

2. 医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症  
 (このページに記載のある病気になった場合は、医師による登園可能の判断を受け、保護者が記入する「登園届」が必要です。)

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍 <small>かいよう</small> が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔おう吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱ほう・潰瘍かいようの影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹ほうしん	水疱ほうを形成している間	すべての発しんが痂か皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※記載されていることはあくまで参考であり、病状や発症には個人差があります。

※厚生労働省作成「保育所における感染症対策ガイドライン」より引用。

#### 子どもがかかりやすい病気の感染源について

- 飛沫感染  
ウイルスや細菌が唾液や気道分泌物(たん等)に包まれて、咳やくしゃみで空気中に飛び出し、約1mの範囲で人に感染させることです。
- 空気感染  
ウイルスや細菌が空気中に飛び出し、1mの範囲を越えて人に感染させることです。
- 接触感染  
感染者に触れ手や肌、衣服に病原体が付着し、その手で自分の顔や髪などに触ることにより粘膜や口から病原体が侵入することです。
- 経口感染  
細菌などが飲み水や食物に入り、それを口にすることで感染したり、細菌がついているおもちゃ、ドアの取手を触り手から口へ菌が侵入し感染することです。

# 意見書（医師記入）

小川村保育園長 宛

児童氏名

生年月日 年 月 日生

（病名）（該当疾患に☑をお願いします）

<input type="checkbox"/>	麻しん（はしか）※
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ※
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症※
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘（水ぼうそう）
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱（プール熱）※
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。

登園届(保護者記入)

小川村保育園長 宛

児童氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症
<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎
<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑(りんご病)
<input type="checkbox"/>	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ
<input type="checkbox"/>	RSウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	帯状疱疹
<input type="checkbox"/>	突発性発疹

(医療機関名) \_\_\_\_\_

( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日受診) において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より登園いたします。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

## 保育園及び子育て支援センターでの個人情報の取り扱いについて

平素、小川村の保育・子育て支援行政につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、保育園及び子育て支援センターで取得した園児並びに利用児童、又は保護者（その家族を含みます。）の個人情報の取扱いについては、小川村個人情報保護条例に基づき、適切に管理・運営を行っておりますが、保育園及び子育て支援センターでの適切・安全な保育・子育て支援を実施するにあたり、個人情報が必要となる場合があります。

そのため、以下の同意書の内容をご確認いただき、同意書にご署名をくださいますようお願いいたします。

### 同 意 書

小川村保育園への入園及び保育の実施、並びに子育て支援センターの利用にあたり提供した、私・私の子ども（入園児・利用児童）及びその家族に関する個人情報について、次の目的のために使用することを同意します。

1. 保育園及び子育て支援センターから出されるおたより等への  
氏名や写真の掲載 はい ・ いいえ
2. 保育園や子育て支援センターの活動や様子を伝える写真等、  
テレビ及び新聞等各種報道への氏名や写真提供 はい ・ いいえ
3. 各種団体等における作品出展と氏名記載 はい ・ いいえ
4. 入園する児童及び利用する児童と、既に別の施設を利用している  
きょうだいがいる場合等において、双方の施設で必要な情報提供 はい ・ いいえ

※ 他市町村の施設へ入所する場合等に適切な教育・保育が早期に実施されるよう入所先への情報提供、及び小学校等への円滑な移行が図られるよう入学する小学校等への情報提供、また、保健センター等との情報共有、緊急時における病院、その他関係機関への情報提供についても同意します。

小川村保育園 園長 宛

令和 年 月 日

期 間 令和 年 月 日 ～ 卒園（退園）まで

園児氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_